

男女共同参画を進めるために

女性が輝けば男性も輝く。
そして自立した男女の
パートナースhipにより
家庭も職場も地域も活性化する。
それが男女共同参画社会なのです。

女性の参画は JAの発展に不可欠です

新しい風がさわやかに吹きはじめています。

「男女共同参画」という風です。

農業を支え担っている女性たちにとって

見のがせない機会です。

今まで、女性の貢献度に見合った評価がされていませんでしたが、
政策決定の場へと参画の扉が大きく開かれました。

男性も女性も共に、学習と実践を基礎に、

JAの新しい時代を切り拓きましょう。

さあ、今日
から私も
正組合員!

Q&A

Q1. なぜ、私達も正組合員になる必要があるのでしょうか？

A 暮らしや営農を向上させるために、私たち女性の提案や意思をJAの事業や運営に直接反映させていくことが重要です。これまでのように1人の人が家を代表してJAに意見を反映させるのは、おかれた状況や立場の違いから間接的になったり、十分に伝えきれないという問題があります。

Q2. 女性部に入っていれば正組合員にならなくても、JAには意見が言えるのではないのでしょうか？

A たしかにそういう場もあります。しかし、1人1人が自覚をもって、JAの正組合員になり、JAの事業を決定する場には正組合員として意見を反映する必要があります。とくに、生活活動面でもJAの取り組みを強化するためにも、より多くの女性が正組合員になるべきでしょう。

Q3. 家では、夫が正組合員なので、「お前までならんでもいい」といような、一戸一組合員の考えがあるのですが…

A 確かに従来は一戸一組合員制をとっているJAが多くありました。しかし、一戸複数組合員制を採用するJAは拡大しており、家族といえども個人が多様化しているなかでは、1人の人が家を代表するのではなく個人としてJA運営に参加することが重要です。

また、女性が男性の決定した方針に従うという時代ではありません。家族の健康管理や介護など、私たちにとって切実で身近な問題は沢山あります。それを地域ぐるみ、JAの事業として取り組んでもらうには、私たちも正組合員になって、具体的に提案したり決定したりする権利を持たなければならないのです。女性が抱える様々な課題を解決し、ニーズを実現するためにも、まずは資格としての正組合員加入が欠かせません。

Q4. では正組合員になったら、具体的にどんなことができるのでしょうか？

A ①総会・総代会などを通じて自らの意思表示ができます。
②JAの役員や総代に選ばれたり、選んだりできます。
③定款の定めがあれば事業利用による配当や出資金に対する配当が受けられます。

1.女性の役割と参画の状況

(1)農業の6割は女性、ほかに家事、育児、介護

現在、農業就業人口の約6割は、女性が占めており、農業生産において女性が重要な役割を果たしています。また、近年では、地域農作物を活用した特産加工品づくりや朝市での販売など女性起業が増加しており、地域の活性化に寄与しています。農家女性はこのほかに家庭における家事、育児、高齢者介護等でも中心的な役割を果たしています。(『平成10年度農業白書』より)

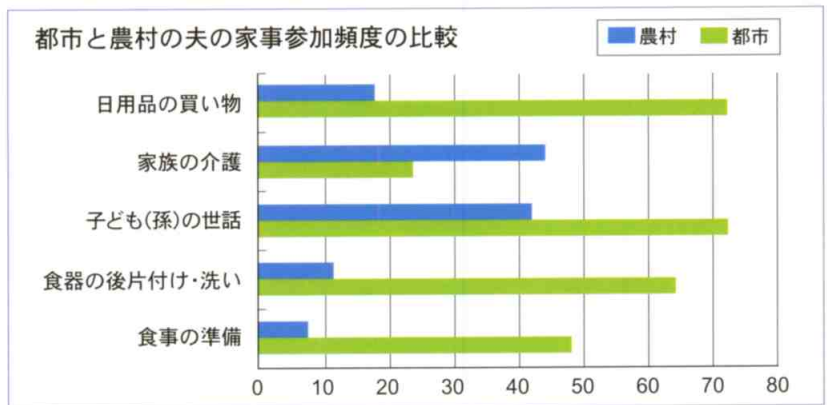
(2)依然と低い女性の評価

家族農業経営内での役割分担や労働に応じた収益の配分、休日等の就業条件を明確にした家族経営協定の締結は最近増加しているものの、締結農家数はようやく1万7千戸を越えたにすぎません。農家女性の多くはその労働が正当に評価されているとはいえません。

(3)遅れている女性の参画

農村女性は、農業・農村の維持と活性化に重要な役割を果たしているにもかかわらず、地域の方針決定への参画割合は低いのが現状です。

農村女性の地域社会での方針決定過程への参画状況(全体に占める女性割合)は、平成11年においてJA正組合員13.8%、JA役員0.4%、農業委員1.6%で、徐々に増加はしていますが、依然と低い状況です。また、都市と農村の夫の家事参加頻度を比較すると、「食事の準備」、「食事の片付け・洗い」、「日用品の買い物」等では、都市と比べて農村では低く、家庭内での固定的な役割分担意識が強いといえます。



2.女性参画をすすめていくうえでの課題

農村で男女共同参画をすすめるためには、まず男女ともに、働き方や家庭の有り様を通して女性の果たしている役割を正当に評価し、男女の固定的な性別役割分担意識を見直すことが課題となります。とくに、男性側の意識改革が必要です。

Q5. 正組合員になるには、どんな資格と条件が必要なのでしょうか？

A JAによってそれぞれの決まり(定款)があります。農協法では、組合員は家単位ではなく個人加入を原則としています。具体的にどのような人を組合員とするかは定款によって定められています。

ちなみに、あるJAでは次のようになっています。

- 10アール以上の土地を耕作している人
 - 1年間に90日以上農業に従事している人
- と定めています。

出資組合であるJAでは、組合員になるには出資しなければなりません。

出資金は模範定款例では1口3,000円となっています。しかし、1口あたりの金額や最少限の口数は、JAごとに定めることとなっているので、出資金額が多額になる場合もあります。

さらに、一般に組合員に賦課金を課していますので、それぞれのJAの定めるところにより納めなければなりません。



事例 三清かぶらずし組合のメンバーが正組合員に 富山県 JAとなみ野

郷土料理かぶらずしの伝統を伝えたいと、女性たちが、三清かぶらずし組合を立ち上げたのは、17年前でした。毎年お正月用品として出荷するのは11月から2月まで、ふるさと便で注文に応じています。添加物を一切使用しないかぶらずしは、地元の人々の協力もあって、毎日300~700個、遠くは沖縄まで送られます。組合員は20名です。仕事をつづける中でJAの協力が必要になり、自分たちの声を伝えるためには、まず正組合員にならねばと、平成6年、売り上げからの収益を出資金(1万円)にあて、16名が正組合員に加入しました。

今、この経験をいかして、ホームヘルパーの資格をとった女性部員に、本格的にホームヘルパーの活動を軌道にのせるためにも、正組合員になり、JAに女性の声を反映させる様にと働きかけています。

1. JA運営への女性参画の現状

(1) 女性正組合員の現状

平成11年3月の女性正組合員は73万4,003人で、正組合員全体に占める割合は13.8%となっています。女性正組合員の統計をとり始めた昭和55年度と比べると、18年かけて24万人の増加にすぎません。(図1)

都道府県別にみた特徴は、県間格差が大きく山口の27.6%が最高で、最も低い県は6.7%にとどまっています。

(2) 女性総代の現状

平成11年4月1日の「JAにおける女性参画推進のための基本調査」(JA全中調査、回収率78%)によれば、総代31万1,143名のうち女性総代は5,767名で1.9%となっています。

(3) 女性役員の現状

平成10年度の女性役員数は143名で、役員全体に占める割合は0.35%となっています。女性役員数は、昭和55年度27人から着実に増加してきたものの、極めて限られた数値となっています。

女性役員が1人もいない県は、平成12年9月のJA全中調査では8県となっています。

以上、女性の正組合員、総代、役員に占める比率をみてきましたが、この数値は農業就業人口の6割を占め、農業振興に尽力し、かつ高齢者介護などをはじめとする生活活動を中心的に担うなど女性が果たしている役割と比較してもあまりにも小さいといわざるを得ません。(図2)

年度	正組合員数	指数	うち女性正組合員数	指数	女性の占める割合(%)
昭和55年	5,634,889	100	496,740	100	8.8
平成元年	5,543,215	98	646,052	130	11.7
平成10年	5,335,636	95	734,003	148	13.8

農林水産省「総合農協統計表」より

(図1)

年度	役員数	指数	うち女性役員数	指数	女性の占める割合(%)
昭和55年	81,100	100	27	100	0.03
平成元年	71,435	88	58	215	0.08
平成10年	40,488	50	143	530	0.35

農林水産省「総合農協統計表」より

(図2)

2. 女性参画を進めるにあたっての課題

(1) JAの課題

従来、農村地域は、家・男中心の社会でした。そして世帯主である男性が組合員という一戸一組合員制が採られてきました。昭和50年代に入り、女性・後継者の組合員化(一戸複数組合員制)が、平成に入ってからは正組合員加入と併せて「総代・理事の選出」が総合審議会やJA全国大会の決議によりすすめられてきましたが、女性の参画はあまり進んでいません。

この理由として、女性の参画は女性組織の問題として位置づけ、自らの課題として取り組んでこなかったJAおよびJAトップの姿勢がまずあげられます。つぎに大会等で決議はするものの目標の設定や進捗状況の点検がされず、運動として展開してこなかったことがあげられます。

(2) 女性自身の課題

女性参画が進まなかった大きな理由の一つは、女性自らも因習的な考え方にとらわれて参画することに消極的であったことです。女性参画をすすめる上で、女性自身が旧来の受動的立場から、自らが農業やJAについて学習し、参画することの意義を理解し、意欲をもって取り組むことが課題であるといえます。

事例

加藤美枝さん(30才)の場合 熊本県 JA鹿本

「家族に気兼ねしたり、世間体を気にしたりして、口にも出せずに諦めるというのは、あまりに寂しい。家族の中で誰かが何かをやりたいと思った時に、話し合ってみて、協力しあって可能なことなら、皆でそれを実現させる、そんな家族が私の理想です。」と7年前『家族経営協定』を結びました。話を切り出すには、相当の勇気が必要だった様です。



家族経営 協定の ススメ

家族経営協定を結ぶと、家族の一人ひとりが輝いてきます。お互いに新しい信頼関係が生まれて、農業に取り組む意欲がわいてくるからです。

協定の内容は、それこそ百家族あれば百通り。家族のやる気を引き出す、イキイキとした協定を創りましょう。

JAへの女性参画 なぜいま必要なのでしょう

JAは平成9年に制定した「JA綱領」で「農業と地域社会に根ざした組織としての社会的役割を誠実に果たす」ことを宣言しましたが、日本の経済社会およびJAを取り巻く環境が激変する中で、その社会的役割を誠実に果たしていくにはJA運営への女性参画がこれまで以上に必要とされています。

1. 魅力ある地域社会づくりのために

JAはこれまででもよりよい地域社会づくりに取り組んできましたが、最近、政府・地方自治体の地域政策の見直しや新たな政策が相次いで出されています。例えば、第5次全国総合開発計画の決定、「食料・農業・農村基本法」の制定や「介護保険制度」の実施などであり、その一方で政府・自治体のサービスの後退が指摘されています。

こうした中で、協同組合による地域の農林漁業の振興や地域福祉など地域づくりへの役割発揮が期待されていますが、JAにとっても魅力ある地域づくりのため女性の声をJA運営に活かしていくことが求められています。

2. 広域合併JAの民主的運営のために

JAグループでは他業態との競争、規制緩和に対応するため、高度で多様な機能をもとめて広域合併を進めてきました。

広域合併JAでは、組合員数の増加、地区の拡大、業務の増大・複雑化にともない、組合員の意思をJA運営に十分反映させる仕組が非常に重要となっています。

そのため、組合員組織の育成・強化、各種委員会や座談会の充実等に努めるとともに、生産と生活の両面を担っているが、参画が限定されていた女性の意思を反映する仕組みを作っていくことが必要です。このような地道な取り組みの積み重ねが民主的運営へとつながります。

3. JA事業の活性化のために

少子・高齢化の進行、世帯員の減少等により、従来、家族の中で完結していたサービスの外部化が急速に進む状況にあります。こうした中で生活者あるいは女性の視点が重視されます。具体的には、介護サービスや保育所、調理、掃除などの外部化をはじめ多様なニーズが生じています。す

で、女性による起業や各種の新しい協同の取り組みが行われており、新規事業としての展開も期待できます。JA女性組織においてもファーマーズマーケットや農産加工事業、高齢者福祉活動などJAと連携して多様な取り組みが行われ、JA事業の活性化に寄与している例が各地で見られます。

4. JAの組織基盤の拡充のために

農家の減少にともなってJAの正組合員数は漸減傾向にあり、一方高齢化が進行しており、今後においても高齢者のリタイア等によって、正組合員の減少に歯止めがかからず、組織の基盤の脆弱化が懸念されています。組織基盤の維持・強化が大きな課題となっています。その対策として一戸複数組合員制を打ち出しているものの、十分な取り組みがなされていません。

次代の農業を担う青年層とともに営農・生活活動の中核を担う女性の正組合員加入をすすめることにより正組合員の減少に一定の歯止めをかけるとともに、多様な組合員による重層化は組織基盤の安定化をもたらします。

5. 男女共同参画の取り組みによる

イメージアップのために

男女共同参画社会基本法の施行にともない、社会全体として男女共同参画社会の実現にむけての動きが強まっています。

農村は性別役割分担意識が強く、女性は果たしている役割に比較して十分に評価されていません。このことが若い女性が「農村や農業を敬遠する」理由ともなっており、農村の配偶者問題となって現れてきています。JAおよび農村女性が一体となって性別役割分担を改め、女性の参画をすすめていく必要があります。そのことによって男女共同参画の意義が認識されるとともに、農業・JAに対するイメージ向上につながります。

家族経営協定を結ぶまで・結んでから

- * まずは話し合い…………… 家族の就業・生活をめぐる課題や農業経営の計画を明らかにする。
- * 対策案を考える…………… 問題点・課題の解決や目標の樹立のために、どのような取り決めが必要か検討する。
- * 協定を結ぶ…………… 第三者の立ち会いのもとで協定を結ぶ。
- * 計画の実行と見直し…………… 締結した内容が履行されているか否かの点検・見直し。

「協定書」の内容

1. 経営計画の策定…………… 経営計画の策定、計画の内容、方法等について定める。
2. 経営の役割…………… 農作業や経営管理等について、家族構成員の役割分担を明確にする。
3. 収益の配分…………… 農業経営から生じた利益の配分の方法について定める。
4. 労働報酬の支払い…………… 経営主の営む農業経営に従事する労働の対価の授受をきめる。
5. 就業条件…………… 日々の労働時間、休日、有給休暇、研修、福利厚生に関することを定める。
6. 将来の経営移譲…………… 経営の継承に当たって、その経営権、資産を移譲するに際し、構成員の合意、関与の方法について定めておく。
7. 家事等の分担…………… 農作業以外の家事等についても必要な分担を決めておく。

JAにおける女性参画の進め方

1.女性参画推進に関する基本方針の策定

組合員、総代、役員など、JA運営の各段階の女性の参画について統括的、基本的な方針を策定し一体的に運動を進めます。

基本方針策定に際しては、従来からこの運動に取り組んできた、参画の対象者であるJA女性組織と十分に協議します。

<基本方針で定める内容>

(ア)JAにおける男女共同参画の考え方の明確化

今まで参画の乏しかった女性がなぜ参画しなければならないのか、JAとしての明確なビジョンを示します。

(イ)具体的行動計画

① 取り組み方法の明確化

組合員加入、総代、役員など各段階において、どのような方法で進めるか手順を明らかにします。

② 目標数値の設定

組合員加入、総代、役員など各段階における女性の参画を目標数値とその達成年次を決定します。目標数値に対する点検は単年度ごとに行い、当初目標の実現が困難な場合は、原因を探りさらに運動を強めていきます。

2.具体的進め方

① 女性組織と役職員の対話活動の実施

具体的なJA事業への要望や新規事業の提案など実質的に女性の意見や要望を聴取する場とします。

② 各種委員会への参画

JAの中に組合員を構成メンバーとする各種委員会がありますが、そのメンバーに必ず女性委員を入れます。

③ 支所運営委員会への参画

日常的な営農と暮らしに一番近い支所の運営委員会に女性の参画を求めます。

④ 組合員加入の促進

組合員に加入することを、JA運動に参画する第一歩と位置づけ、女性の参加を目に見える潮流として印象づける意味からも、幅広く取り組みます。

⑤ 総代の選出

女性総代の選出を積極的に図り、女性総代の参画によって総代会での議論を活発化させ、総代会の実質的改善をめざします。

⑥ 参与の選出

参画促進の一方策と考えて参与制度を採用する場合は、理事選出までの経過的措置とし、必ず理事就任プログラムを確立したうえで実施します。

⑦ 役員の選出

業務執行にかかる意思決定機関である理事会に女性の参画を求めます。

現在でも女性の役員選出を制度として阻んでいるのではなく、現に地域から選挙で選出された女性理事もいますが、現実的には女性の選出に対し抵抗が強く、過渡期の現状において、積極的改善措置として女性枠を設置することは、女性参画を進める有効的な手段です。

女性の
経済的自立
+
JA事業の
活性化

活躍する女性たち

エンパワーメント=力をつけること

自分の人生は自分が選択し、自分が決定するという「自己決定権」の基盤をつくる。つまり自立した個人としての力もち、たくわえていくことです。それには、まず経済力をもつことです。女性の目線と感性で行う、新しい仕事おこしもその一つです。たとえば、ファーマーズマーケット、地域特産加工品の製造、高齢者むけ給食サービス、地場産品をいかしたレストラン、食材配達など、地域との連携のなかで、女性が活躍する場は多種多様です。

事例

「JA南国市かざぐるま市」

高知県 JA南国市

かざぐるま市は1998年2月JA南国市女性部の直売所としてオープンしました。女性部員259名が参加しました。1999年度の1日平均売り上げ52万円、客数515人、売り上げ点数3212、年間売り上げ1億8千900万円でした。オープン当初予想もしなかった売り上げでした。女性だからこそ、消費者の立場を理解でき、要望に応える経営ができたといえます。



第22回JA全国大会で 確認したことは

今までみてきた現状や必要性をふまえ、平成12年10月に開催した第22回JA全国大会では、以下の3点を決議しました。

今回の大会決議のポイントは目標数値の設定です。今まで女性参画がなかなかすすまなかった原因として、点検できる目標を提示しなかったとの反省にたち、全国平均での数値目標を決議するとともに、全JAで平成15年度末までの数値目標を掲げて取り組みを強化することを決議しました。



女性・担い手のJA運営への参画の促進

- 各JAで男女共同参画推進方を策定し、組合員家庭、地域、各種団体と連携し、一体となった取り組みをすすめます。
- 農業やJA事業・活動において重要な役割を担う女性のJA運営への参画を促進するため、女性正組合員比率や女性総代比率等について全JAで数値目標を平成15年度末までに掲げて取り組みを強化します。
- 女性職員の適正評価と能力開発により、JAの職場における男女共同参画を促進します。

具体的数値目標

平成15年度末までに、全国平均で以下の数値目標を達成します。

(1) 正組合員加入: 正組合員における女性の割合を25%以上とします。

＜設定理由＞平成9年度の正組合員における女性の割合は13.5%です。まず現状の倍増を当面の目標にし、取り組みやすさと堅実性を重視しました。

(2) 総代への就任: 総代における女性の割合を10%以上とします。

＜設定理由＞平成11年4月の総代における女性の割合は1.9%です。正組合員に連動しての設定も考えられますが、現状から考えるとあまりにも高い目標となり、取り組み意欲をそぐ恐れもあります。このため、正組合員目標の約半分に設定します。

(3) 理事への就任: 合併JAにおいては女性理事を2名以上とします。なお、経営管理委員会制度を採用しているJAでは、女性委員数を2名以上とします。

＜設定理由＞従来、男性だけで構成されていた場に参画していくのに1名だけだと、男性にも女性にも強い違和感が生じます。せっかく参画した女性が本来の力を十分発揮するためにも2名以上とします。

(4) 各種委員会への参画: すべての委員会における女性委員を2名以上とします。

＜設定理由＞女性の力を十分発揮するため2名以上とします。

(5) 参与への就任: 参与制度を実施する場合は、女性参与を2名以上とします。

＜設定理由＞女性の力を十分発揮するため2名以上とします。

あなたのJAでは女性参画についての数値目標を決めていますか？

決めているJA

→ 目標達成に向けて実践的取り組みをしましょう。

決めていないJA

→ 取り組み方と数値目標を決めることから始めましょう。

「男女共同参画社会基本法(1999年6月制定)」とは

位置付け:

「男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置付けています。

男女共同参画社会とは:

「男女が社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義しています。

「男女共同参画社会基本法」は、こうした新しい社会をつくっていくための5つの柱(基本理念)を打ち立て、そして、行政(国、地方公共団体)と国民それぞれが果たさなくてはならない役割(責務、基本的施策)を定めています。

5つの基本理念

1. 男女の人権の尊重
2. 社会における制度または慣行についての配慮
3. 政策等の立案および決定への共同参画
4. 家庭生活における活動と他の活動の両立
5. 国際的協調

J A 全国女性組織協議会
全国農業協同組合中央会

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-8-3
TEL.03-3245-7542 FAX.03-5255-7358
E-mail: jyosei.s@zenchu-ja.or.jp